

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成26年1月20日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 昌秀
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【事務連絡者氏名】	谷口 嘉邦
【電話番号】	03-6731-4720
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	明治安田アメリカ株式ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成25年7月22日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下のとおり訂正または更新します。_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

（略）

<訂正前>

当ファンドは、原則として、日本経済新聞朝刊に「Gイグル」の銘柄名で前日の基準価額が掲載されます。

<訂正後>

当ファンドは、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（５）【申込手数料】

<訂正前>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

（略）

<訂正後>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%－（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%となります。

（略）

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****(3)【ファンドの仕組み】**

<訂正前>

3.大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 60329 フランクフルト・アム・マイン, マイントゥアー・ラントシュトラッセ 11-13	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

<訂正後>

3.大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 60323 フランクフルト・アム・マイン, ボッケンハイマー・ラントシュトラッセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

4【手数料等及び税金】**(1)【申込手数料】**

<訂正前>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

<訂正後>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%—（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%となります。

収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.365%（税抜1.3%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社、販売会社間の配分については、次の通りとします。

(年率)

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.365% (税抜 1.30%)	0.5775% (税抜0.55%)	0.6825% (税抜0.65%)	0.105% (税抜0.10%)

(略)

<訂正後>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.365%—(税抜1.30%)の率を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社、販売会社間の配分については、次の通りとします。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率1.404%となります。

(年率)

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.365% (税抜 1.3%)	0.5775% (税抜0.55%)	0.6825% (税抜0.65%)	0.105% (税抜0.1%)

(略)

<消費税率が8%となる平成26年4月1日以降>

(年率)

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.404% (税抜 1.3%)	0.594% (税抜0.55%)	0.702% (税抜0.65%)	0.108% (税抜0.1%)

(略)

(5) 【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

<訂正前>

1) 個人の受益者に対する課税

<収益分配金の課税>

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。

なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

時期	税率
平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7.147%および地方税3%)
平成26年1月1日以降	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)

<一部解約時および償還時の課税>

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

時期	税率
平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7.147%および地方税3%)
平成26年1月1日以降	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)

(略)

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

時期	税率
平成25年12月31日まで	7.147% (所得税のみ)
平成26年1月1日以降	15.315% (所得税のみ)

(略)

<訂正後>

1) 個人の受益者に対する課税

<収益分配金の課税>

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。

なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

時期	税率
平成26年1月1日以降	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)

<一部解約時および償還時の課税>

一部解約時および償還時の譲渡益(一部解約の価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益)が譲渡所得として課税されます。原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合は、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

時期	税率
平成26年1月1日以降	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)

(略)

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

時期	税率
平成26年1月1日以降	15.315% (所得税のみ)

(略)

5【運用状況】

原届出書の内容は下記事項の内容に更新されます。

<更新・訂正後>

以下は平成25年11月29日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
明治安田アメリカ株式マザーファンド受益証券	413,478,052	99.30
コール・ローン、その他資産(負債控除後)	2,902,039	0.70
合計(純資産総額)	416,380,091	100.00

(参考)マザーファンドの投資状況

明治安田アメリカ株式マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	1,531,154,665	97.26
投資信託受益証券	アメリカ	20,720,696	1.32
投資証券	アメリカ	15,307,445	0.97
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		7,123,854	0.45
合計(純資産総額)		1,574,306,660	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1.上位銘柄

順位	銘柄名	国名/業種 種類	数量(口)	簿価単価 /簿価額(円)	評価単価 /評価額(円)	投資比率 (%)
1	明治安田アメリカ株式 マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	280,476,226	1.2410 348,070,997	1.4742 413,478,052	99.30

2.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.30
合計	99.30

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考：マザーファンドの投資資産>
 明治安田アメリカ株式マザーファンド
 投資有価証券の主要銘柄
 1. 上位銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資 比率 （%）
1	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	920	40,676.10	37,422,014	55,917.22	51,443,845	3.27
2	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	4,260	8,978.13	38,246,864	9,606.99	40,925,802	2.60
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	7,060	3,082.84	21,764,864	3,850.99	27,188,003	1.73
4	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	230	83,850.22	19,285,552	108,883.72	25,043,257	1.59
5	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	4,080	4,865.97	19,853,174	5,887.10	24,019,374	1.53
6	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	1,890	11,907.34	22,504,889	12,538.25	23,697,304	1.51
7	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	5,100	3,772.12	19,237,855	4,534.13	23,124,080	1.47
8	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,350	8,665.75	20,364,527	9,727.85	22,860,451	1.45
9	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	1,880	10,968.15	20,620,136	11,940.12	22,447,432	1.43
10	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	8,120	2,231.73	18,121,662	2,747.92	22,313,180	1.42
11	アメリカ	投資信託 受益証券	SPDR S&P 500 ETF TRUST		1,117	18,382.51	20,533,268	18,550.30	20,720,696	1.32
12	アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES CORP	ソフトウェア・サービス	1,130	19,524.32	22,062,486	18,330.10	20,713,021	1.32
13	アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	5,320	3,871.47	20,596,252	3,626.69	19,294,002	1.23
14	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	2,170	8,340.06	18,097,931	8,631.95	18,731,347	1.19
15	アメリカ	株式	CITIGROUP INC	各種金融	3,410	4,663.18	15,901,452	5,433.38	18,527,829	1.18
16	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5,650	3,161.70	17,863,635	3,265.14	18,448,095	1.17
17	アメリカ	株式	WAL-MART STORES INC	食品・生活必需品小売り	1,960	8,018.46	15,716,185	8,288.85	16,246,147	1.03
18	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	各種金融	9,810	1,204.45	11,815,744	1,621.30	15,905,037	1.01
19	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	2,990	5,354.51	16,010,007	5,113.83	15,290,353	0.97
20	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	4,060	3,286.65	13,343,830	3,614.40	14,674,471	0.93
21	アメリカ	株式	COMCAST CORP-CLASS A	メディア	2,870	4,153.13	11,919,485	5,098.46	14,632,602	0.93
22	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6,150	2,120.09	13,038,578	2,178.47	13,397,611	0.85
23	アメリカ	株式	BOEING CO/THE	資本財	950	9,008.86	8,558,420	13,798.02	13,108,121	0.83
24	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	5,170	2,300.35	11,892,826	2,447.83	12,655,322	0.80
25	アメリカ	株式	CVS CAREMARK CORP	食品・生活必需品小売り	1,760	5,940.35	10,455,033	6,837.55	12,034,104	0.76
26	アメリカ	株式	SCHLUMBERGER LTD	エネルギー	1,240	7,220.60	8,953,556	9,007.83	11,169,720	0.71
27	アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	2,650	4,369.23	11,578,478	4,116.25	10,908,088	0.69
28	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,090	4,833.19	10,101,387	5,103.58	10,666,500	0.68
29	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	1,370	6,173.87	8,458,212	7,615.95	10,433,853	0.66

30	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	1,180	8,484.47	10,011,677	8,646.29	10,202,629	0.65
----	------	----	-------------	-----------	-------	----------	------------	----------	------------	------

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
株式	97.26
投資信託受益証券	1.32
投資証券	0.97
合計	99.55

3. 株式の業種別の投資比率

業 種 名	投資比率 (%)	業 種 名	投資比率 (%)
エネルギー	10.75	素材	3.16
ソフトウェア・サービス	8.67	運輸	2.93
各種金融	8.36	銀行	2.91
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.67	公益事業	2.56
資本財	7.58	電気通信サービス	2.20
ヘルスケア機器・サービス	6.61	家庭用品・パーソナル用品	1.99
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.48	自動車・自動車部品	1.67
小売	5.70	半導体・半導体製造装置	1.11
保険	4.43	消費者サービス	0.82
食品・飲料・タバコ	3.79	耐久消費財・アパレル	0.52
食品・生活必需品小売り	3.75	不動産	0.09
メディア	3.54	合 計	97.26

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	売建 / 買建	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	ドル	48,851.10	4,990,608	5,002,841	0.32

(3) 【運用実績】
【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期計算期間末（平成13年4月20日）	1,883,118,388	1,883,118,388	9,801	9,801
第2期計算期間末（平成14年4月22日）	2,433,271,902	2,433,271,902	9,391	9,391
第3期計算期間末（平成15年4月21日）	1,804,370,434	1,804,370,434	6,875	6,875
第4期計算期間末（平成16年4月20日）	897,911,333	897,911,333	7,886	7,886
第5期計算期間末（平成17年4月20日）	289,985,059	289,985,059	7,788	7,788
第6期計算期間末（平成18年4月20日）	220,387,985	220,387,985	9,779	9,779
第7期計算期間末（平成19年4月20日）	218,969,082	221,073,134	10,929	11,034
第8期計算期間末（平成20年4月21日）	169,067,224	169,067,224	8,943	8,943
第9期計算期間末（平成21年4月20日）	117,993,341	117,993,341	5,534	5,534
第10期計算期間末（平成22年4月20日）	173,940,228	173,940,228	7,012	7,012
第11期計算期間末（平成23年4月20日）	184,674,160	184,674,160	6,842	6,842
第12期計算期間末（平成24年4月20日）	196,260,924	196,260,924	7,127	7,127
第13期計算期間末（平成25年4月22日）	287,220,079	287,220,079	9,739	9,739

	純資産総額（円）	1万口当たり純資産額（円）
平成24年11月末日	217,114,146	7,320
平成24年12月末日	226,360,317	7,728
平成25年1月末日	246,651,371	8,592
平成25年2月末日	252,408,745	8,794
平成25年3月末日	270,583,492	9,273
平成25年4月末日	289,463,966	9,801
平成25年5月末日	326,427,770	10,568
平成25年6月末日	311,380,260	10,062
平成25年7月末日	343,875,926	10,502
平成25年8月末日	340,380,805	10,276
平成25年9月末日	349,242,660	10,531
平成25年10月末日	377,914,864	11,064
平成25年11月末日	416,380,091	11,851

【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金（円）
第1期計算期間（平成12年4月25日から平成13年4月20日まで）	0
第2期計算期間（平成13年4月21日から平成14年4月22日まで）	0
第3期計算期間（平成14年4月23日から平成15年4月21日まで）	0
第4期計算期間（平成15年4月22日から平成16年4月20日まで）	0
第5期計算期間（平成16年4月21日から平成17年4月20日まで）	0
第6期計算期間（平成17年4月21日から平成18年4月20日まで）	0
第7期計算期間（平成18年4月21日から平成19年4月20日まで）	110
第8期計算期間（平成19年4月21日から平成20年4月21日まで）	0
第9期計算期間（平成20年4月22日から平成21年4月20日まで）	0
第10期計算期間（平成21年4月21日から平成22年4月20日まで）	0
第11期計算期間（平成22年4月21日から平成23年4月20日まで）	0
第12期計算期間（平成23年4月21日から平成24年4月20日まで）	0
第13期計算期間（平成24年4月21日から平成25年4月22日まで）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期計算期間（平成12年4月25日から平成13年4月20日まで）	1.99
第2期計算期間（平成13年4月21日から平成14年4月22日まで）	4.18
第3期計算期間（平成14年4月23日から平成15年4月21日まで）	26.79
第4期計算期間（平成15年4月22日から平成16年4月20日まで）	14.71
第5期計算期間（平成16年4月21日から平成17年4月20日まで）	1.24
第6期計算期間（平成17年4月21日から平成18年4月20日まで）	25.56
第7期計算期間（平成18年4月21日から平成19年4月20日まで）	12.83
第8期計算期間（平成19年4月21日から平成20年4月21日まで）	18.17
第9期計算期間（平成20年4月22日から平成21年4月20日まで）	38.12
第10期計算期間（平成21年4月21日から平成22年4月20日まで）	26.71
第11期計算期間（平成22年4月21日から平成23年4月20日まで）	2.42
第12期計算期間（平成23年4月21日から平成24年4月20日まで）	4.17
第13期計算期間（平成24年4月21日から平成25年4月22日まで）	36.35
第14期中間計算期間（平成25年4月23日から平成25年10月22日まで）	12.09

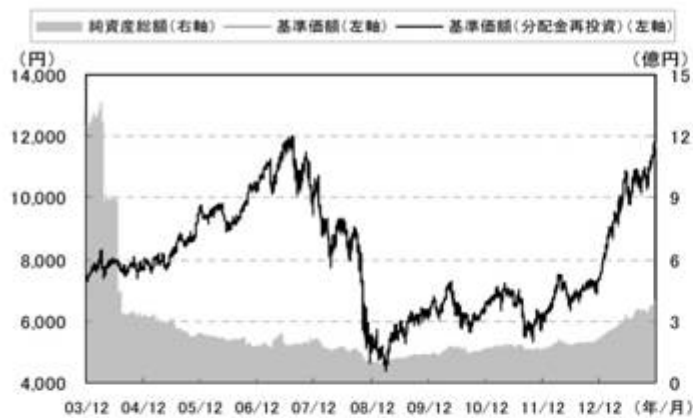
（注）収益率は、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額。以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

< 参考情報 >

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2013年11月29日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額（分配金再投資）は信託報酬控除後のものであり、分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

2013年4月	0円
2012年4月	0円
2011年4月	0円
2010年4月	0円
2009年4月	0円
設定来累計	110円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

基準価額	11,851円
純資産総額	4.1億円

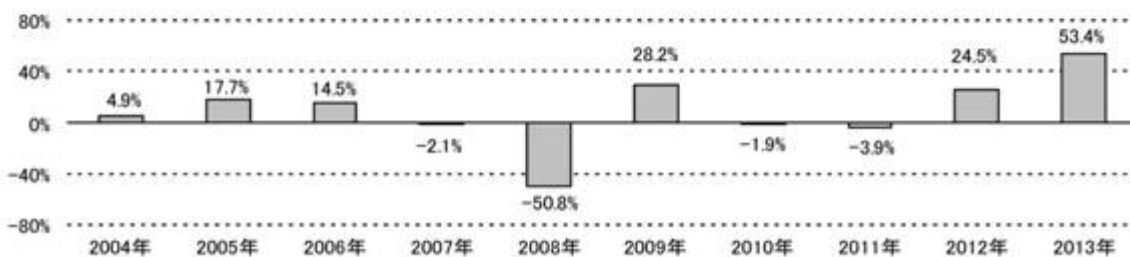
主要な資産の状況

組入上位10銘柄（マザーファンド）

順位	銘柄名	業種	投資比率 (%)
1	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.27
2	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	2.60
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	1.73
4	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	1.59
5	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	1.53
6	CHEVRON CORP	エネルギー	1.51
7	WELLS FARGO & CO	銀行	1.47
8	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.45
9	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	1.43
10	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	1.42

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移（暦年ベース）



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※2013年は11月末までの収益率を表示しています。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間（平成12年4月25日から平成13年4月20日まで）	1,921,571,927	306,915
第2期計算期間（平成13年4月21日から平成14年4月22日まで）	845,943,480	176,071,212
第3期計算期間（平成14年4月23日から平成15年4月21日まで）	158,317,634	124,835,739
第4期計算期間（平成15年4月22日から平成16年4月20日まで）	90,682,100	1,576,679,347
第5期計算期間（平成16年4月21日から平成17年4月20日まで）	90,493,568	856,789,526
第6期計算期間（平成17年4月21日から平成18年4月20日まで）	28,001,740	174,959,928
第7期計算期間（平成18年4月21日から平成19年4月20日まで）	82,515,863	107,526,195
第8期計算期間（平成19年4月21日から平成20年4月21日まで）	97,708,274	109,021,900
第9期計算期間（平成20年4月22日から平成21年4月20日まで）	72,734,803	48,581,164
第10期計算期間（平成21年4月21日から平成22年4月20日まで）	82,575,339	47,726,583
第11期計算期間（平成22年4月21日から平成23年4月20日まで）	121,874,971	100,012,169
第12期計算期間（平成23年4月21日から平成24年4月20日まで）	64,373,831	58,923,802
第13期計算期間（平成24年4月21日から平成25年4月22日まで）	119,310,710	99,744,178
第14期中間計算期間（平成25年4月23日から平成25年10月22日まで）	126,312,027	90,924,778

設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】**1【申込（販売）手続等】****（4）申込手数料****<訂正前>**

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社または下記へお問い合わせください。

（略）

<訂正後>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%－（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%となります。

詳しくは販売会社または下記へお問い合わせください。

（略）

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」につきましては、以下の中間財務諸表が追加されます。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期中間計算期間（平成25年4月23日から平成25年10月22日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

明治安田アメリカ株式ファンド

(1) 【中間貸借対照表】

	第14期中間計算期間末 (平成25年10月22日現在)
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,028,238
親投資信託受益証券	356,983,906
未収利息	4
流動資産合計	363,012,148
資産合計	363,012,148
負債の部	
流動負債	
未払解約金	154,906
未払受託者報酬	174,459
未払委託者報酬	2,093,401
その他未払費用	17,380
流動負債合計	2,440,146
負債合計	2,440,146
純資産の部	
元本等	
元本	330,312,831
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	30,259,171
(分配準備積立金)	49,725,560
元本等合計	360,572,002
純資産合計	360,572,002
負債純資産合計	363,012,148

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	第14期中間計算期間 (自 平成25年4月23日 至 平成25年10月22日)
科目	金額(円)
営業収益	
受取利息	668
有価証券売買等損益	36,769,402
営業収益合計	36,770,070
営業費用	
受託者報酬	174,459
委託者報酬	2,093,401
その他費用	17,380
営業費用合計	2,285,240
営業利益又は営業損失()	34,484,830
経常利益又は経常損失()	34,484,830
中間純利益又は中間純損失()	34,484,830
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	3,945,528
期首剰余金又は期首欠損金()	7,705,503
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,425,372
中間一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	1,064,030
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	6,361,342
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	30,259,171

（ 3 ）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末及び当期末が休日のため、平成25年4月23日から平成26年4月21日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成25年4月23日から平成25年10月22日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第14期中間計算期間末 (平成25年10月22日現在)	
1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	330,312,831口
	-
2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0916円
(10,000口当たり純資産額)	(10,916円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期中間計算期間（自 平成25年4月23日 至 平成25年10月22日）

該当事項はございません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第14期中間計算期間 (自 平成25年4月23日 至 平成25年10月22日)
1. 貸借対照表計上額、 時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」 に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

1. 元本の移動

	第14期中間計算期間 (自 平成25年4月23日 至 平成25年10月22日)
期首元本額	294,925,582円
期中追加設定元本額	126,312,027円
期中一部解約元本額	90,924,778円

2. デリバティブ取引関係

第14期中間計算期間末（平成25年10月22日現在）

該当事項はございません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは「明治安田アメリカ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田アメリカ株式マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成25年10月22日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	2,210,077
コール・ローン	1,749,932
株式	1,423,958,021
投資信託受益証券	18,126,433
投資証券	15,251,895
未収配当金	1,824,279
未収利息	1
流動資産合計	1,463,120,638
資産合計	1,463,120,638
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,600
未収解約金	1,583,099
流動負債合計	1,587,699
負債合計	1,587,699
純資産の部	
元本等	
元本	1,079,265,880
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	382,267,059
元本等合計	1,461,532,939
純資産合計	1,461,532,939
負債純資産合計	1,463,120,638

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の平成25年10月22日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、前期末及び当期末が休日のため、平成25年4月23日から平成26年4月21日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(平成25年10月22日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自平成25年4月23日 至 平成25年10月22日)の元本状況	
期首(平成25年4月23日)の元本額	1,147,554,446円
対象期間中の追加設定元本額	89,304,725円
対象期間中の一部解約元本額	157,593,291円
平成25年10月22日現在の元本額の内訳	
明治安田アメリカ株式ファンド	263,612,396円
明治安田ライフプランファンド20	30,432,085円
明治安田ライフプランファンド50	118,877,302円
明治安田ライフプランファンド70	109,010,798円
フコク株25大河	62,415,817円
フコク株50大河	143,537,587円
フコク株75大河	170,855,898円
楽天資産形成ファンド	132,281,619円
明治安田VAアメリカ株式ファンド(適格機関投資家専用)	19,361,082円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	5,386,287円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	10,133,950円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	6,868,280円
大河25VA 適格機関投資家専用	1,281,643円
大河50VA 適格機関投資家専用	2,598,121円
大河75VA 適格機関投資家専用	2,613,015円
計	1,079,265,880円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3542円
(10,000口当たり純資産額)	(13,542円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2【ファンドの現況】

原届出書の内容は下記事項の内容に更新されます。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

(平成25年11月29日現在)

資産総額	421,884,847 円
負債総額	5,504,756 円
純資産総額 (-)	416,380,091 円
発行済数量	351,340,763 口
1口当たり純資産額 (/)	1.1851 円

(参考) マザーファンドの現況
明治安田アメリカ株式マザーファンド
純資産額計算書

(平成25年11月29日現在)

資産総額	1,588,171,161 円
負債総額	13,864,501 円
純資産総額 (-)	1,574,306,660 円
発行済数量	1,067,898,060 口
1口当たり純資産額 (/)	1.4742 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年5月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	2本	3,168,676,707円
単位型株式投資信託	133本	581,930,457,240円
合計	135本	585,099,133,947円

<訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年11月29日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	139本	633,721,460,905円
単位型株式投資信託	1本	2,932,471,634円
合計	140本	636,653,932,539円

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の内容は下記事項の内容が追加されます。

委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

1.中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2.監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

中間財務諸表等
 中間財務諸表
 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	7,621,212
未収委託者報酬	630,413
未収運用受託報酬	274,033
未収投資助言報酬	213,599
その他	123,531
流動資産合計	8,862,789
固定資産	
有形固定資産	¹ 195,629
無形固定資産	55,499
投資その他の資産	96,967
長期差入保証金	96,907
その他	60
固定資産合計	348,096
資産合計	9,210,886
負債の部	
流動負債	
未払償還金	7,315
未払手数料	241,591
未払法人税等	26,104
賞与引当金	50,790
その他	² 309,516
流動負債合計	635,316
固定負債	
退職給付引当金	64,813
資産除去債務	27,556
固定負債合計	92,369
負債合計	727,686
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	793,374
利益剰余金合計	3,968,416
株主資本合計	8,483,199
純資産合計	8,483,199
負債純資産合計	9,210,886

中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	1,941,332
受入手数料	5,659
運用受託報酬	653,658
投資助言報酬	203,859
営業収益合計	2,804,509
営業費用	
支払手数料	860,541
その他営業費用	780,585
営業費用合計	1,641,127
一般管理費	¹ 875,273
営業利益	288,109
営業外収益	² 3,013
営業外費用	61
経常利益	291,061
特別利益	-
特別損失	190
税引前中間純利益	290,870
法人税、住民税及び事業税	18,457
法人税等調整額	-
法人税等合計	18,457
中間純利益	272,412

中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間	
		(自 平成25年4月1日	
		至 平成25年9月30日)	
株主資本			
資本金			
当期首残高		1,000,000	
当中間期変動額		-	
当中間期末残高		1,000,000	
資本剰余金			
資本準備金			
当期首残高		660,443	
当中間期変動額		-	
当中間期末残高		660,443	
その他資本剰余金			
当期首残高		2,854,339	
当中間期変動額		-	
当中間期末残高		2,854,339	
資本剰余金合計			
当期首残高		3,514,783	
当中間期変動額		-	
当中間期末残高		3,514,783	
利益剰余金			
利益準備金			
当期首残高		83,040	
当中間期変動額		-	
当中間期末残高		83,040	
その他利益剰余金			
別途積立金			
当期首残高		3,092,001	
当中間期変動額		-	
当中間期末残高		3,092,001	
繰越利益剰余金			
当期首残高		520,962	
当中間期変動額			
剰余金の配当		-	
中間純利益		272,412	
当中間期変動額合計		272,412	
当中間期末残高		793,374	
利益剰余金合計			
当期首残高		3,696,003	
当中間期変動額			
剰余金の配当		-	
中間純利益		272,412	
当中間期変動額合計		272,412	
当中間期末残高		3,968,416	
株主資本合計			
当期首残高		8,210,787	
当中間期変動額			
剰余金の配当		-	
中間純利益		272,412	
当中間期変動額合計		272,412	
当中間期末残高		8,483,199	

重要な会計方針

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
<p>1. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1)有形固定資産</p> <p>定額法</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 8年～18年</p> <p>器具備品 3年～20年</p> <p>(2)無形固定資産</p> <p>定額法</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>2. 引当金の計上基準</p> <p>(1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p> <p>3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>

会計方針の変更

該当事項はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	4,209千円
器具備品	234,681千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	22,874千円
無形固定資産	9,797千円
2 営業外収益のうち主なもの	
受取利息	1,419千円
保険契約返戻金・配当金	1,269千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	7,621,212	7,621,212	-
(2)未収委託者報酬	630,413	630,413	-
(3)未収運用受託報酬	274,033	274,033	-
(4)未収投資助言報酬	213,599	213,599	-
(5)長期差入保証金	96,907	83,312	13,594
資産計	8,836,165	8,822,570	13,594
(1)未払手数料	241,591	241,591	-
負債計	241,591	241,591	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	27,376千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	179千円
当中間会計期間末残高	<u>27,556千円</u>

(賃貸等不動産関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	1,941,332	5,659	653,658	203,859	2,804,509

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	449,155円49銭
1株当たり中間純利益金額	14,423円27銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
中間純利益金額(千円)	272,412
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	272,412
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

(重要な後発事象)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 訂正前 >

(1) 受託会社

名称 みずほ信託銀行株式会社

資本金の額 247,369百万円（平成24年3月末現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） （平成24年3月末現在）	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社 S M B C 日興証券株式会社 楽天証券株式会社 株式会社 S B I 証券	13,500 ³ 10,000 7,495 47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社東京都民銀行 ¹ 株式会社北海道銀行 三井住友信託銀行株式会社	48,120 93,524 342,037 ²	日本において、銀行法に基づき、銀行業務を営んでいます。
明治安田生命保険相互会社	520,000 平成24年3月末現在の基金および基金償却積立金の合計	日本において、保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

1 株式会社東京都民銀行は新規販売を行っておりません。

2 平成24年4月1日付

3 平成24年5月1日付

< 訂正後 >

(1) 受託会社

名称 みずほ信託銀行株式会社

資本金の額 247,369百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） （平成25年3月末現在）	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社 S M B C 日興証券株式会社 楽天証券株式会社 株式会社 S B I 証券	13,500 10,000 7,495 47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社東京都民銀行 ¹ 株式会社北海道銀行 三井住友信託銀行株式会社	48,120 93,524 342,037	日本において、銀行法に基づき、銀行業務を営んでいます。
明治安田生命保険相互会社	620,000 平成25年3月末現在の基金および基金償却積立金の合計	日本において、保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

1 株式会社東京都民銀行は新規販売を行っておりません。

3【資本関係】

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株(持株比率92.86%)です。

<訂正前>

(参考情報:再信託受託会社の概要)

1.名称、資本金の額及び事業の内容

(平成24年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
資産管理サービス信託銀行株式会社	50,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<訂正後>

(参考情報:再信託受託会社の概要)

1.名称、資本金の額及び事業の内容

(平成25年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
資産管理サービス信託銀行株式会社	50,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月20日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 蒲谷 剛史 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田アメリカ株式ファンドの平成25年4月23日から平成25年10月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アメリカ株式ファンドの平成25年10月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年4月23日から平成25年10月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年 6月26日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 前 正 紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月21日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#)